

生活豆知識

さまざまな悪質商法 (点検商法)



点検商法とは…

「点検に来ました」と訪問して、「水が汚れている」「布団にダニがいる」「屋根がずれている」などと言って不安にさせ、浄水器や布団、リフォーム工事などの商品・サービスの契約を勧めるという訪問販売です。

トラブル事例

■住宅用火災警報器

「消防署のほうから来た」と来訪し、「住宅用火災警報器の設置が義務になった」と説明された。町の広報でも住宅用火災警報器を設置するようにと載っていたのでちょうど良いと思い、設置を頼んだが、後で価格を調べたところかなり高額だった。設置した数や場所も適切だったのか疑問だ。

■浄水器

(活水器、イオン整水器)

作業服の人が「水道水の検査に来た」と言うので、水道局の人だと思って家に入れた。水道水に試薬をたらすと、黄色に変色した。「変色するのは汚れているから」と言われて不安になった。ペットボトルで水を買った。ペットボトルで28万円の浄水器を契約した。

■布団のリフォーム

「布団の点検をします」と電話があり、付き合ひのある布団販売店の紹介というので信用して来てもらった。「リフォームして羽毛を足す必要がある」と言われ頼んだが、後になってまったく関係がない業者だったことが分かった。

■シロアリ駆除、床下換気扇

「近所にシロアリが出たので、周りの家を点検している」と来訪があった。床下に入った後、シロアリに食われた柱の写真を見せられた。驚いてシロアリ駆除、床下換気扇、調湿剤の契約をしたが、落ち着いてから考えると本当にシロアリがいたのか不審だ。

■屋根工事

「近所の家の屋根工事をしていたが、お宅の瓦がずれているようなので気になって」と作業着の人が来た。親切な人だと思いい、瓦屋根の点

検を頼んだ。「このままでは雨漏りする」と言われ瓦のふき替え工事を頼んだが、高額だった上に、工事前は雨漏りしていなかったのに雨がにじむようになってしまった。

■耐震工事

「無料で耐震診断をする」と来たので依頼した。「このままでは危険だ」と言われ、心配になり床下補強工事として耐震金具を取り付けた。さらに屋根裏にも耐震金具を取り付けたが、本当に適切な耐震工事だったのか。

■水回りのリフォーム工事

「5千円で配水管清掃をしないか」と来たので頼んだ。清掃後、「トイレの床下がぬれているので、このままでは土台が腐ってきて危険だ。早く工事をしたほうがよい」と言われた。この際なのでシャワー便座の交換と一緒にトイレのリフォーム工事を契約したが、工事がずさんだった。

契約をやめたい時

■クーリング・オフ

「法律で定められた事項が書かれた書面(法定書面という)を受け取った日(契約した日ではありません)から8日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフする旨を書面で通

知するだけでよく、契約をやめる理由はありません。布団や器具は使っていますが、そのまま返せます(送料は事業者負担)。

■クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても…

「この耐震金具を付ければどんな地震にも耐えられる」「(実際は粗悪品なのに)最高級の材料を使った布団」「瓦がずれて雨漏りする」など、虚偽の説明により消費者が誤認して契約してしまったとき、契約させるために消費者を威迫して困惑させるような行為や、「帰ってほしい」と言ったのに帰らないなどの不適切な勧誘があった場合は、契約の取り消しができます。

■まずは相談しましょう
上記のようなことが無かつたとしても、契約に納得いかないときは、下記相談窓口にお問い合わせしましょう。

被害にあわないために

・突然、見ず知らずの業者が「点検に来た」と訪問したときは、トラブル事例にあるような点検商法の可能性が高いので注意が必要です。
・公的機関を名乗ってきたときは、部署名と氏名を聞いて、その場では契約せずに、後でその機関に確認しま

しょう。

・特定商取引法では、最初に事業者名と販売の目的であることをはっきりと告げなければならぬとされています。尋ねてもはっきりと答えなかったり、不審に感じたりしたときは、きっぱりと断りましょう。できれば、玄関のドアを開けずにインターホンやドア越しのほうが断りやすく、安全です。

・点検商法は、その内容が専門的なものが多く、消費者にとっては本場に必要ない契約かどうかその場では分からないことがほとんどです。とにかくその場で契約せずに、家族や信頼できる周囲の人、左記相談窓口などに問い合わせましょう。

■相談窓口

- 役場企画財政課商工労働係
(2階⑩番窓口 ☎485-2111 内線251)
- 釧路市消費生活センター
(☎0154-24-3000)
- (社)北海道消費者協会消費生活相談推進員(釧路総合振興局配置)
(☎0154-44-3460)

「肉体改造教室」に参加しませんか？



あなたの元気の源は、健康的な体から。さあ、楽しい運動と健康的な食生活を始めませんか？

■対象／生活習慣の改善を考える30～65歳未満で次に該当する方

- ①総合住民健診などで肥満、糖代謝・脂質異常、高血圧の予防が必要な方
- ②その他参加を希望する方

■場所／ふれあい交流センター

■日時・内容／午前10時30分～午後1時

①12月9日(金)…体力測定

自宅のできる運動・ミニ講話

②平成24年1月13日(金)…作って食べよう(調理実習) 「ヘルシーランチ」

③平成24年2月17日(金)…メタボ学習会

ウォーキング・自宅のできる運動

④平成24年3月2日(金)…体力測定

楽しく身体を動かそう

※毎回昼食として、食べて分かる「ヘルシーランチ」つき！

■参加料／食費300円

■申込締切／11月30日(水)

■問い合わせ／ふれあい交流センター健康推進係
(☎485-1000)

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が送付されます

平成23年中に国民年金保険料を納付された方には、控除証明書が11月または来年2月に送付されます。年末調整や確定申告の際には、控除証明書や領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

●11月に送付される方…平成23年1月1日～9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方

●翌年2月に送付される方…平成23年10月1日～12月31日までの間に今年初めて国民年金の保険料を納付された方

※11月に送付された方は来年の2月には送付されません。

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合、今年分として申告ができます。証明書に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合わせて申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収書」も添付する必要があります。

※世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

■問い合わせ／控除証明書専用ダイヤル
(☎0570-070-117)

感染性胃腸炎の予防

ノロウイルスによる胃腸炎の流行期がやってきます。ノロウイルスによる胃腸炎は1年を通して発生しますが、だんだんと寒くなっていくこれからの季節、特に注意が必要です。

ノロウイルスは感染力が強く、乳幼児から高齢者まで年齢に関わらず感染し、胃腸炎を起こします。症状はおう吐、下痢、発熱などで1～2日症状が続きます。

ノロウイルスを予防するためには…

- ①手洗いをまめにしましょう
- ②食品は十分に加熱しましょう
- ③床などにおう吐などをしたときは、可能であれば触れた場所を、塩素系の漂白剤を薄めた液で消毒しましょう
- ④症状があるときは、家庭内でのタオルの共用は止めましょう

■問い合わせ／役場住民課環境衛生係
(1階③番窓口☎485-2111内線125)

★★★「かかりつけ薬局」を持ちましょう。★★★

「かかりつけ薬局」ってどんな薬局のこと？ その1

患者さんは、どの病院・診療所(医院)・歯科診療所で処方せんを受け取った場合でも自由に薬局を選ぶことができます。自宅の近くやいつも行く商店街の薬局など、あなたがいつも利用する薬局が決まっているとすれば、その薬局のことを「かかりつけ薬局」といいます。どこの病院・診療所(医院)・歯科診療所にかかっても、同じ薬局で調剤を受けることが大切です。あなたが一番気軽に相談でき、信頼できる薬局「かかりつけ薬局」を決めましょう。

患者さんの薬の服用歴や体質(副作用歴やアレルギー歴)などを記録し、あなたが病院・診療所(医院)・歯科診療所で発行された処方せんの薬を受け取る時に、その記録と照合しながら調剤しますので、複数の病院・診療所(医院)・歯科診療所から薬がでている場合などの薬の重複や飲み合わせのチェックを簡単に行うことができます。

もし、あなたにとって服用すべきでない薬がでている場合などは薬剤師が医師(または歯科医師)と相談し、薬の変更や投薬取り消しなどを行います。

■「おくすり手帳」を持ちましょう。(おくすり手帳は、薬局でもらえます)

おくすり手帳には自分の飲んでいる薬などが記録され、重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止でき、また、普段持ち歩くことで、自分の使っている薬を正確に伝えることができます。

■問い合わせ／北海道釧路保健所(☎0154-22-1233)